

# 魚沼民商だより

2019年  
9月 23日  
第2170号

発行 魚沼民主商工会  
新潟県魚沼市板木  
電話 025 (792) 3064  
e-mail:uminsyo@rose.ocn.ne.jp  
〒 946-0032

## 大和・消費税問題学習相談会を開きました！



大和支部は、9月17日、大崎農業会館にて、支部主催の消費税問題「10%・複数税率・インボイス」学習相談会を開きました。

まず、岡村雅夫支部長（副会長・建築）の主催者あいさつから始まり、その後、消費税の事が特集されている商工新聞（8月26日付）を読み合わせしながら、その都度、参加者から率直な意見や感想を出し合った中で学びました。

参加者から「ペットボトルの水（8%）、水道の水（10%）。ホテルの部屋の冷蔵庫のジュース（8%）、ホテルの宴会場で飲むジュース（10%）。同じモノを口にするのに、税率が違う。これっておかしいよ」（旅館）、「私のところは、ほぼ100%下請業者。（※インボイス導入によって、免稅業者から課稅業者になる）に従うしかないのか。今できさえはいくばつて、やつと頑張っているのに、これじゃ自營業を辞めれと言わんばかりだ」（左官）等と、みんな怒り心頭でした。

また「インボイスって何?」、「ボイント還元って?」については、「これは力のある企業や、富裕層の人たちのためのもの、肥える者がいっそう肥えるしくみになつている」と、的を得た話も繰り出されました。

終わる頃には、「政権を交代しないと、私たち自營業者は生きていけない。選挙で変えよう」と意氣あがる話も出されました。

## 建設業許可【新規・更新】&変更届出書、自信持つて自己申請！

昨秋から、許可申請者自らが建

設業許可申請「新規・更新」、11条変更届出書を作成し、かつ提出することになつてから、早1年が経とうとしています。

同申請、同変更届出書の作成について、昨秋と今春にて、説明＆学習相談会を開いてきました。

当初、参加者のみなさんは、自分で、本当に書類作成ができるのかなあの声がありましたが、実際にやつてみると、「申請書類の意味が何となく分かつてきました」、「自分で何とかやれるもんだねえ」等の声が、民商事務所にて、聞かれようになりました。

今、励ましながら、入札参加者も自信持って、「分析」「経審」の申請手続を行つて、いる最中です。

設業許可申請「新規・更新」、11条変更届出書の作成について、昨秋と今春にて、説明＆学習相談会を開いてきました。

最初、参加者のみなさんは、自分で、本当に書類作成ができるのかなあの声がありましたが、実際にやつてみると、「申請書類の意味が何となく分かつてきました」、「自分で何とかやれるもんだねえ」等の声が、民商事務所にて、聞かれようになりました。

今、励ましながら、入札参加者も自信持って、「分析」「経審」の申請手続を行つて、いる最中です。

## 第二十一回中小商工業全国交流・研究集会に参加してきました！

9月7、8日の両日、長野市内にて、第21回中小商工業全国交流

・研究集会が開催され、猛暑のなか、魚沼から高橋春治会長（六日町・自動車鍍金塗装）はじめ、杵渕政治さん（小千谷・造園）、井上信行さん（小出・アパート）、須藤準さん（開業準備中）、そして事務局員の5人が参加してきました。

参加者から感想文が寄せられましたので、ご紹介致します。

新潟県内の民商からの参加者は13人でした。私たちは杵渕さんのマイカーで参加しました。約300kmの道程を照り返しの強い朝から快適な車の車窓から国道117号線の長野県に向かって走つて行きました。順調な走行で、会場には予定期より到着しました。早速、会場前でみなさん、清々しい顔でハイポーズ。その後、会場付近のレストランにて、昼食をとりながら2日間のミーティングを行いました。

一つは、「応能負担の原則」に反する税である事。消費税は、法の下の平等（憲法第14条）に反する税です。

二つは、低所得者にとってきわめて厳しい税となつていて、低所得者の生存権（第25条）を脅かす税です。

三つは、零細・中小企業にとっては、消費税分を価格に転嫁しきい、その分利益が減つてしまふ。零細・中小企業の財産権（第29条）を侵害する税です。

以上の点を学び、消費税増税は中止すべきである。



**2日**、9時00分から分科会「地域で輝く商業・サービス業の発展方向」に参加しました。

地域に活気を生み出し、コミュニケーションの一場にもなっている商店や商店街の取り組みを交流し、地域商業の発展方向を探り、サービス業の実践が交流されました。中小企業は「異質多元」で大多数を占めている零細・中小企業をいかに位置づけが重要であるか。一方、地域経済は「地方削減」で中小企業は深刻な状況である。「小規模企業振興基本法」を私たちがもっと勉強し積極的に行政へ関わって行くことだと思いました。各地の事例報告では、新潟県新発田市の合同会社・ミライズの挑戦「手作り景観づくり」月岡温泉の事例が掲載され、とても興味を持ちました。寂れた温泉地の再生、地域の魅力を徹底調査し、今では宿泊数が急増しているとのことでした。ぜひ行ってみたいと思いました。

この2日間、大変有意義なものでした。今後の活動にどう生きるか自分なりに計画していくたいと思います。行き帰りの長距離、杵渕さん大変お疲れさまでした。又送り出してくれた家族に感謝です。

小出支部 井上信行



## パソコン記帳教室 どなたでも参加できます！

いま若手会員から、おかあちゃんから、そして事業継承予定者からと、経営分析・経営向上・経営の見直し、また消費税に潰されない対策として、各々の支部では、パソコン記帳教室が精力的に開かれています。しかし、いくら意欲のある方でも、日程等が合わないことがあります。そこで、

どの支部主催でも構いません、都合の付く会場に積極的に参加します。参加はどなたでもOKです。

【小千谷・川口支部】	日時 9月26日(木)	19時30分
会場 サンラックおぢや		

【大和支部】	日時 10月8日(火)	21日(月)
		14時00分

【小出支部】	日時 10月17日(木)	19時00分
会場 民商事務所		

【六日町支部】	日時 10月28日(月)	19時00分
会場 スピードキング高橋宅		

- ① 無条件で加入できます。民商会員との配偶者は年齢、入院・通院中でも無条件で加入できます。従業員・同居家族も加入できます。
- ② 仲間が増えれば制度が発展します。免責期間が6カ月です。入院給付日数は連続3日以上の入院日数で、入院給付額が1日3000円です。
- ③ 事業継承に伴つて、代表者が若手に代わつても(※会員名の変更すること)、同居家族として継続することができます。  
※手続きが必要です。

## 民商共済会の仲間に 加わりましょう



「最近はアルバイトにもならない状況で長い入院になり、共済金を頂きありがとうございました」と、感謝のハガキが届きました。

(湯沢)

会費の納入は、月内にてお願いします！

法律相談のお知らせ

日時 10月16日(木)  
午後1時より  
会場 民商事務所  
弁護士 土屋俊平先生  
(新潟合同法律事務所)  
相談料 3,000円

※事前の予約制です。早めに事務所までご連絡ください。

あなたも「助け合い」民商共済会の輪のなかへ入りませんか。